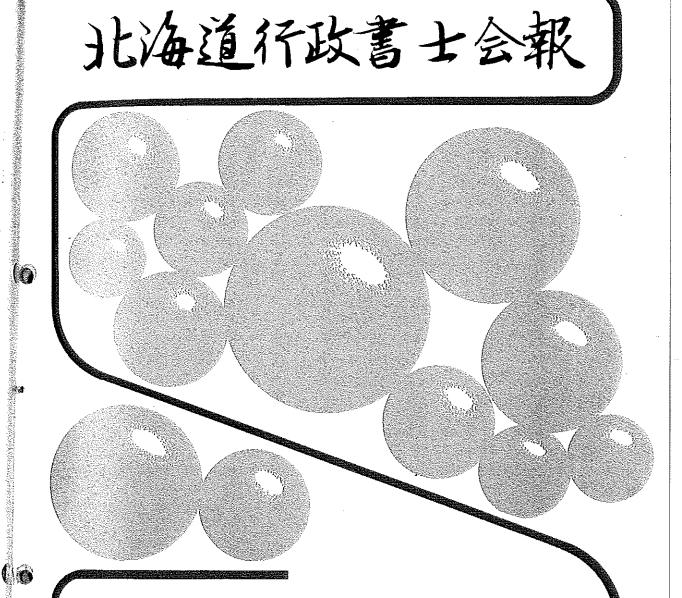
北海道行政書士会報



'74/9

No.78

△自販協に協力要請 △研修会はじまる

会 報 雑 感



副会長 榎 波 弥一郎

本会の会報も号をおう毎に刷新され、内容も充実して来た。

会報は、本会と会員をつなぐ、唯一のパイプである、従って、そこに登載さ

れるものは、本会から会員に知らさなければならない事項、特に会の活動状況、会議の内容、研修 の資料、関係官公庁の通牒通達、会員の動静、会員の意見等が主であるが、これ等の編集に当って は常に公平無私な立場をとって正しく報道するように努めなければならない。

それだけに広報を担当している、広報部員は、原稿の募集から始って刷上がりまで非常な苦心を されて居り、その努力に対しては、心から敬意を表するものである。

然しながら、広報部員の活動のみでは、到底その任を全うすることは至難である。会員各位の蔭の協力があって、はじめて成し遂げられることを銘記すべきである。

次に業務資料がそれぞれ本会から出版されているが、これを作成する委員の努力は想像を越える。 実際の業務指針となるこの資料は最も新しく、正確なもので、真に会員の業務指針とならなければならない。従って作成に至るまでの法規の研究、関係官公庁との連携、印刷に当っては誤字脱字の校正等大変な労力である。互に忙しい仕事の間を、無報酬で会員の為、活躍されている関係の部員諸子に深謝し、これを活用することによって、その労苦に酬いたい。

本会も誕生して既に15年、特殊法人になって3年を経過した、会員相互の親睦と信頼の上に立って、 会員のためになる北海道行政書士会に育成したいものである。

No.78

会報雑感
登録業務は書士個人のものです1
日行連運対委は記事訂正を拒否2
釧路支部新役員と懇談2
正・副会長、釧路支部会員を激励3
部長会で理事会提案を審議4
「農地」「建設業」の資料作り始まる4
機構改革して「登録」を分離4
九州地方本部と姉妹会になる5
叙勲祝賀会盛大に行う 5
モデル地区に函館を選定6
十勝運対推進委と正・副会長談合7
自販協帯広支部と初打合7
業務資料・遺言(完)8

釧路市の都市計画公聴会のお知らせ9
業務資料・市町村長発行の営業に関する
証明書の取り扱いについて11
親切なお役人さん11
◎各支部総会12
網走支部(12) 根室支部(13)
旭川支部(13) 函館支部だより(14)
釧路陸事所長に協力要望14
細木さん日赤に入院14
「自賠責」の研修会14
生きた職人との出会い15
趣 味 欄15
広く、日当りのよい事務局16
会員のうごき16

法1条19条に基いて強く要望 -

登録業務は書士個人のものです

- 自販連、ディーラー、各団体へ適正化促進を

法第1条と第19条こそ、非行政書士を取締まるよりどころである。自動車の登録業務の代行について、日行連 と自販連との間で行政書士固有の業務という認識をもつことになった。

しかしその後の動きはこう着状態であって、このまま推移した場合楽観は出来ないので、本会では8月19日付藤山会長名で、下記の文書を自販連、ディーラー、関連の各団体に発送して業務の適正化とその協力を要望した。

北 行 第 63 号 昭和49年 8 月19日

社団法人日本自動車販売協会連合会 支部長 殿

0 6

北海道行政書士会 会長 藤 山 利 夫

自動車登録業務の適正方についてお願い

拝啓 残暑のみぎり貴会益々、ご清栄のこと、お慶び 申上げます。

さて行政書士は行政書士法第1条及び第19条によって 官公署に提出する書類の作成を業とするものであります。 既にご承知とは存じますが自動車登録業務について公 法人日本行政書士会連合会と社団法人日本自動車販売協 会連合会との間で自動車登録申請書及び附随する書類に ついて交渉が進められ、客年8月9日付及び12月14日付 (別紙添付)の文書によって行政書士固有の業務と認識 を頂き、今まで自販連又は自販連傘下の販売店において 作成されていた自動車登録申請書の作成は行政書士によって行なわれることに至った次第でありますので、貴会 におかれても基本方針に基き適正な処理方を促進下さる ようお願致します。

なお行政書士を雇傭することによって、貴会及びディーラ各社が自ら行政事務の代行を行うことは行政書士法違 反であり、自動車登録等代行業務は行政書士個人の固有 業務であります。

従って依頼される行政書士については、北海道行政書士会又は本会支部にご相談下されば、責任をもって、業務に堪能なものを御推薦申上げます。

私共行政書士会は貴会と共に共存共栄の精神を基本理 念とし自動車登録業務の適正化と合理化を図り陸運行政 に寄与致したいので御協力をお願い致します。 北 行 第 62 号 昭和49年8月19日 「

各自動車関連協会 あて

北海道行政書士会 会長 藤 山 利 夫

自動車登録等代行業務について

拝啓 残暑のみなぎり貴会益々、ご清栄のこととお慶 申上げます。

さて行政書士は昭和46年行政法の改正により、公法人 として法人格を附与せられ、会員はこの法の定めるとこ ろにより、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出す る書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成 を業としているものであります。

この度ご承知とは存じますが自動車登録等代行業務について公法人日本行政書士会連合会と社団法人日本自動車販売協会連合会との交渉によって自動車登録申請書及び附随する書類の作成については行政書士固有の業務と認識を頂き書類の作成は行政書士が行うことに至った次第であります。

行政書士の資格は自然人に与えられた単独のものでありますので、行政書士の名儀扱い又は行政書士を雇ようすること等によって、各業会が自から行政事務の代行を行なうことは行政書士法違反となります。

従って当会々員以外のものは、これら書類の作成をすることは出来ないものであることについて、充分ご理解を頂けるものと存じます。貴会におかれましては、会則に従い業務を行っておられるものであり、これらについて違反行為はないと思考されますが、下部組織に対しにせ行政書士行為をなさらぬようご指導を頂ければ幸いと存じます。

自販連、日行連に対し記事の訂正を申入れ 一

早期覚え書交換望まれる

量運対委は、記事訂正を拒否

本年7月22日自販連から日行連に対し、日行連会報第33号に記載されている自動車登録事務センターの設置についての一部記事訂正を、文書をもって申入れがあった。

申入の事項は

イ、センター設置時には、自販連支部と行政書士会(単位会) は協議すること。

ロ、センター内に併置する行政書士事務所の行政書士の配置については、自販連支部と行政書士会(単位会)は、協議して行うこと。イロの部分につき日行連会報で 双方とも同意に達したのでとあるを事実に反する。これが申入の趣旨である。

日行連としては、この申入れに対し運対委を本年7月 24日日行連事務局において開催、対策を協議した。

協議事項

自販連に対し、日行連運対委は日行連会報第33号の 記事訂正には応じられない、自販連に対し文書をもって 記事の訂正をする意志のないことを回答することに決定 した。

なお運対委としては、自販連からの申入れの内容を検 討した結果、内容は日行連が自販連に対し共存共栄の精 神をもって、これまで進んで来たことに対し、自販連は自 から御互の理解をそ害する行為に出たことは、今後日行 連としては、強く批判すべきであり、自販連の反省を望む。

さらに日行連運対委は、自販連に対し、早期に両者の 覚書の基本的な取り決めを行い、覚書文書の交換を行う ことが、本問題の解決の促進になると考えられる。

会員の皆さん励行していますか

行政書士法施行規則第9条第4項には、

行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成 の年月日を附記し、署名して職印を押さなければな らない。このように規定されていますので本会は簡 易なこれに替る印を全会員に配布しました。

法令の遵守で「にせ行政警士」対策のため 100%励行して下さい。

釧路支部新役員と懇談

釧路支部では、支部会員と藤山、葛西の正、副会長との懇談会を開く前日の7月1日15時半から、釧正館で支部執行部と本会側が、支部運営について話合った。

森谷支部長、森下本会理事、芹田、松田、佐藤、尾越の6氏が出席して、新しい支部執行部のあり方を、ざっくばらんに協議した。新執行部としてのまとまり、協力が大切だが、先輩格の尾越さんから、永い間の支部会員としての体験から、「考えていることはお互に対話することが、支部を固め伸ばすことになる。過信はつつしもう」と話され、新役員の結束を望んでいた。

- 仕事は会員自身が開拓-

本会の業務に対する進め方や、会長をはじめ役員の考え方の基本線は、支部会員に会報で一応はしらされており、地方選出の本会員、支部長クラスはそれぞれの会議に出席するごとにより、直接本会の運営方針を身体でうけとめているはずである。

本会では5月の定時総会で、又支部も総会で大巾に役員が改選され、新人事による事業計画の実施期に入った。ここで組織上の縦の線での幹部の話合いもさることながら、支部を構成している会員の声をきくことは、本会総会が代議員制であることもからんで大事なことで、たまたま釧路支部で役員の入れ替えがあったし、釧根自動車協会に申し入れることもあって、藤山、葛西の正副会長は7月2日14時から、釧路市の三吉会館で支部会員と話合った。

参会者は17名(うち女性2名)で、月始めのウィークデーではあったが、釧路市内のほかに弟子屈町からも出席し、 勢のある討議を重ねた。

会長が打出したのは

- 1 職域確立のひとつとして、報酬額の改訂を考えている。
- 2 他の団体が行なっている業務を、行政書士に戻す ための調整をはじめた。
- 3 機会あるごとに声を大きくしたいことは、"仕事 は行政書士自からで開拓する"

ことで、葛西副会長が「車の登録」について、本年1月 からの自販連との折衝経過、7 陸事における登録実態、 釧根自動車協会への申入れ事項、基準報酬額などを解説 したが、同協会の地元だけに質問が集中した。目ぼしい ものは

- イ 基準報酬額 2,600円は本会が算出した基準額なので、 釧路支部については、地方事情を考慮して適正価額を 支部長段階で決めてほしい。
- ロ 業務資料「運輸の追録」を全会員に配付しないか?新 しい業務であり、関係役員にのみ配った。一般会員に は会報でおもな情報をながしている。ぜひ入手したい



釧路支部会員と懇談

ときは支部経由で本会に申しこんでほしい。

- ハ 登録書類を受付けた場合の責任者は?資料を提供する部門、書類を作成する部門など、各部門が責任をも つことになる。
- ニ 実態調査が終ったら、「登録」の特訓をするか?折衝が 先行しているが、これに特訓を併行させ、業務の引継 期を結びつけたい。
- ホ マークシートを実務と保健面から調べてみると、視力が1.0から0.5に低下したが仕事量が過重とおもう。? ここのバランスをとれば、視力低下は防げよう。 1日20台の仕事があれば、生活できよう。
- へ 「食品衛生」に対する考えは?本会は実行する。申請 用紙も本会で作成し、希望者にあっ施する。
- ト 弟子屈町には建設業、風俗営業など何処かで誰かが 遠法行為をしている?。遠法行為は支部、本会が折衝す るから、会員は仕事を積極的にとってほしい。

会費納入期日の案内

49年 2 期分(10月から翌年 3 月ま での 6 ヵ月分)を

10月末日までに納めてください。

会務を運営するため 早めに願います。

部長会で理事会提案を審議

部長会が7月29日15時から事務局に会長をはじめ全部 長が出席、常任理事会に提案する事項を協議した。

(総務部) ▲ 2年に1回作っている会員名簿を、実態調査の進み方も考えて、8月末締切りで10月1日配付する。▲宗谷支部の実態調査は、支部長と下打合せのうえ、総会開催を促進する。

(企画部) ▲啓発活動として、昨年実施できなかった留 朗、小樽の支部管内で実施する。▲書士不在町村対策 として町村長会、市町村共済組合へトップによる働き かけをする。▲報酬額改訂は日行連基準額が先行するが、部長段階で特別委員会方式による試案作成を準備する。▲書士事務所玄関用看板の統一したものを考える。(業研部) ▲本会、支部が実施する研修会具体案を作成する▲委嘱替えをした専門委員合同会議を、8月13日に開く▲農地、建設の2業務資料は、上記会議で実施方法を打合せ、今秋中に刷り上げる。▲「交通」委員は無理に補充しないで、道交通安全対策事務局に協力を依頼する。

(監察部)▲運対協議会を8月5日13時から開催、結論を出す。▲ディーラ、自販協、ほかへ協力依頼あるいは、警告文を出す。▲「食品衛生」について、知事に協力を要請する一方、食品衛生協会に警告文をだす。

(経理部) ▲時期的に不足している事業資金は、銀行借 入れをする一方、未納会費は極力納入するよう督促す る。

(その他) ▲来年6月中旬洞爺湖温泉で開催する日行連 定時総会については、企画部長が当面の責任者となり、 準備の下調べを行う。

以上を決めて、18時半すぎ散会した。

「農地」「建設業」の資料作り始まる 8/13業研部専門委員会議で

業務研修部の7専門委員は7月委嘱替えをして、初の顔 合せが8月13日14時から札幌エル会館に

笠井義美、葛西彰、津田明子、安藤寿建、紫田栄三 中屋敷建実、後平邦彰、鰀目幸次郎、亘理敏夫、山 本潤治、山根義弘、筒井スミ子、長浦幸郎、藤山会 長、高田副会長、葛西副会長、白石業研部長、二本松企画部長

が出席して開催された。

藤山会長から行政書士会の業務のかなめとしての委員の認識、葛西副会長から業務推進の方向、作業として対監察部関連での協力を要望したあと、白石業研部長中心に本年度の研修会計画案を了承して、懸案の業務資料はじっくり内容を検討するため、「農地」は8月28日、「建設業」は9月20日すぎに作成編集会を開いて、とりあげる内容を決めることになり、17時すぎ散会した。互選による委員長は次のとおり。

 △運輸
 笠井
 義美

 △交通
 沢田
 永茂

 △建設
 紫田
 栄三
 △民事
 亘理
 敏夫

 △農地
 鰀目幸次郎
 △労務
 長浦
 幸郎

機構改革して「登録」を分離

釧根自動車協会に早期実施を

藤山会長、葛西副会長は森谷釧路支部長と、7月2日 釧根自動車協会に五戸専務を訪れて、車の登録業務の移 行を速かに実行するよう申しいれた。

釧路地区の場合、この協会が名実ともにセンターの働きをしており、それだけに業務移行に関する本会の折衝目標はしぼりやすく、昨48年のキャンペーン活動の際、葛西現副会長は監察委員長としても、すでに話をした実績があったし、釧路支部ではこれ以前にその違法性を指摘して、雇入れ書士問題と登録業務をする協会機構の改正を強く訴えてきたものである。

五戸専務から、登録資料の整備、コンピューター導入



五戸専務(左) 藤山会長(右)

に伴う職員の特訓など企業努力、最近の販売成績のダウンなどがもちだされた。

本会側では、この春札幌で竹内自販連部長と協議した 推進要綱に基いて、本会方式を解説した。雇入れ書士の件 については協会も書士も了解したもようで、この件は当 事者間で処理することになろう。

ここの登録業務を協会から分離するためには、その機構改革が前提となり、早期実施を葛西副会長が切望したところ、専務からいずれ理事会に付議したいということで、藤山会長はとりあえず口頭で申し入れるが、3年越しのことでもあり、近く諸事情を見通して書面で全道的に要望することを伝えた。

九州地方本部と

姉妹会になる



調印式風景

九州地方本部と北海道地方本部が、姉妹会の盟約を7 月20日に結んだ。この式は九州地本の第15回定時総会が 開かれた長崎市の国際旅館矢太郎に

井上九州、藤山北海道の両本部長、会員、諸谷長崎市 長、渡辺総務部長(知事代理)

が参列して、厳粛の中にもなごやかさをただよわせて、 盟約書に両本部長が署名し、ここに北と南の気脈が通じ 合う2本部が提携することになった。契りの喜びを表現 して、九州本部から「博多人形黒田武士」、北海道本部 から「木彫りの熊」、が贈呈され、お互いの発展と会員 の交流をはかることになった。

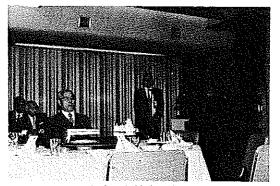
この九州地方本部は、日行連に対して地方本部制の組 織化を提唱したところだけに、その運営はよくいってい ると、藤山道本部長は語った。 なお、来年6月日行連総会が北海道で開催される時には、九州地本の皆さんは総勢が行きたい、と今からはり きっているそうである。

叙勲祝賀会盛大に行う

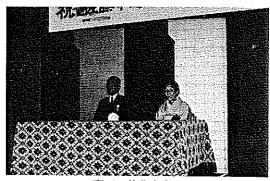
佐藤夫妻も喜び合う

ૡ૾ૺઌૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱ૡ૱

佐藤幸之助先生叙勲祝賀会が、本会、札幌司法書士会 共催で7月16日17時からホテルアカシヤで開催された。 定刻拍手の中をご夫妻が入場して、正面に着席、発起 人代表藤山会長、日行連鈴木会長、関根札幌司法書士 会長、友人代表森口松太郎氏、佐藤関東地本部長など からお祝いのことば、町村自治大臣はじめ各会からの祝 電のあと、行政、司法の両会長から佐藤先生に記念品を 贈呈した。佐藤先生から、思いもかけぬ栄誉を与えられ たことに対し、心からの謝辞があって式を閉じ、このあ とご夫妻はテーブルについて、参会者とその昔のこと、 身辺について語り合って19時すぎ宴をとじた。



鈴木日行連会長(中央)



喜びの佐藤夫妻

壁を破れるのは 法か? 財力か?

多くの問題をかかえ、自販連という強力団体を相手として、自動車の登録業務をどうするかについて、7 陸運事務所管内の支部の声をまとめる「運輸交通対策協議会」(略して運対協)の第1回会合が、8月5日13時から事務局で開催された。協議会の意見としてまとめたものは、①職域確立のため監察部、網紀委員会が活躍する。②函館支部を、7 陸事管内の「登録業務」のモデル地区として、まず実務をする。③ディーラー、自販連、各団体に警告文をだす。④研修会を活発に実施する、の4項目である。

船水(札幌),長谷川,古山(函館),三井(旭川) 佐藤(兆)(北見),関(室蘭),野際,米倉(十勝), 芹田(釧路)の各委員と本会から藤山会長、榎波,葛 西副会長、阿部監察部長,大滝常任理事

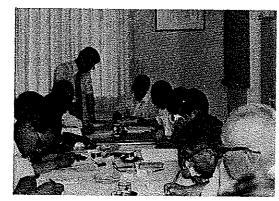
が出席、それぞれの支部から対自販協支部との経過報告のあと、登録業務を推進するための具体策を協議した。 米倉委員から、この協議会の基本的性格は①法にてらして物を考え行動するのか①書士の社会的地位、経済的力を強くするためか②業務推進方法をうちだすのか?のどれにポイントをおくのかとの質問に、葛西副会長から協議会としての意見をまとめてほしいと答弁した。

すでに支部独自で資金を拠出し、自販協に真っ向から 対決した支部が二つあるが、このうち一つは資金が底を つき、運動を進めようにも再支出者がいないという。

過去数か月の交渉体験として野際委員は「あの財閥に 行政書士会が勝つためには、法と会則を根本的に改める 必要性を痛感する、つまり監察部と網紀委員会の権限を 強化して、内に会員に対して綱紀を正す一方、部外にも はっきり行動をすること、そして業務指導は本会が行う とよい。その措置なくして動いた日行連に甘さがあった」 と述べると、函館、札幌の委員も同感し、自販協の壁の 厚さが考えた以上のものであることを認めた。

米倉委員から現実の問題として、登録センターの書士 と補助者との実務の流れと、事務分担の範囲等を本会が 調査することは、仮に合法性を確認するとすれば、事務 所が交渉相手の城の中だけに、おかしな話であることを 再三本会側に訴えていた。

三井委員から協議会はグチをきく会合でないとし、警察退職者の中から有能の士2-3名を手もとにおき、本会助成金支出で超ペテラン中心によるモデル地区での業務開始案が提案され、併せて実施していない高い次元でのトップ会談を要望。この協議会の性格づけは、個々の現象の局地的処理や、委員の意見集約による方式に移行し、委員、本会双方とも頭をかかえる有様だった。



佐藤委員から、自販連の経済的地盤、業務をした永い 歴史を認めるが、違法うんぬんは相手を刺激するだけで 会としてはあとに続く書士のために、希望者を研修しよ うということになった。

函館がモデルケースに決まるまでには、活動実績のある十勝、大勢はあくの意味での札幌支部も候補にのばった。結論として、「自販協トップの人がら。書士7名が陸事の近くに事務所を用意している。十勝が譲歩するなら函館でやらせてほしい」ということで、協議会は了承した。

日行連と自販連との間では覚え書き一つすらなく、弱い体質の会員をかかえ、たとえばテキが10年かかって築いた地盤を取り戻すには10年かかる。だから時間をかけて仕事を出来る地区からやろうという会長、今センターがしている登録業務の流れを止めないで、移譲させるそれが推進要綱の骨子とする副会長、併置書士はかまわないが自販の息のかかった書士については、始めから同じ会員だから除外はしないものの、同志として受入れていい者を、支部として推したい、特定書士を併置事務所に自販連が推すことは内政干渉とする十勝委員。生業にからむだけに、きびしい会合であった。

自販協の各支部とは第1回あいさつが終った現在、事態の急転直下は無理としても、もう一段上の階層との話合いの時がきたようである。 (49.8.6.記)

運対推進委員会委員と 正副会長腹をわって談合



藤山、榎波、葛西の正副会長は、昨年暮から「自動車 登録業務」について、本会と意思の疎通を欠く十勝支部 運輸対策推進委員会と、7月4日帯広のホテル福久田で 会合した、地元から

野際支部長、平賀委員長、豊田、米倉、佐々木、西尾、 鈴木、久我

の各氏が出席、隔意のない意見を交換した。会長から

- 1. 登録業務に雇われている行政書士を、正規の姿の会員に戻す
- 2. 組織として緊密な連繋が、本会も支部も欠けていたが、過去のことにとらわれないでほしい。これまでに提出した問題点は下げないで、前進した方向で作業したい。
- 3. おなじ組織体であっても本会と違って、自販協の場合地区ごとにカラーに差がある。現状の見通しでは 道段階で一本的談合は無理と考えられる。

葛西副会長から自販札幌支部、北見センター、釧根自動 車協会のその後の推移と本会の考え方を説明して、具体 的問題に入った。

- ①自販協、登録センターに雇われている書士を、どういう方法で分離するか?切離す内容はどこまでか?
- ②委員会が陸運局へ出した公開質問状に対する回答を、 本会がうけているか?
- ③登録センターに掲げてある書士の看板は、十勝支部 では認めていない。

が主なもので、委員会の要望として、今までの本会の動きは自販連ペースである。今後は即答式交渉で推し進めるよう、そのためには十勝をこの運動の一つの動きとして使ってほしいという意見、希望が出された。

3時間の談合であった。中央段階で登録移譲の方法論が確立しない現時点の発言として、会長の言う雇入れ書士自身の認識論と、具体策を求めるこの委員会とでは、考え方に開きがあって会議は一進一退となり、結局葛西

副会長から、ことこ、にいたるまでの不手際は副会長の 責任として、委員会の了承を求めた。

センターの書士が本会の指導に応じないと処置し、分離時のイニシァチーブは支部がとる。看板問題は本会判断で当分現状維持となった。会長が話し合いに来るということで、十勝支部も会長も双方期待したはずだが、結果のよしあしは別として、もっと以前にこの会合が開かれたら、別な効果が現われたろうと考えられる。

席上野際支部長は、登録をできる書士なら1人でも、 2人でも出来る書士からやればいいので、限定すること はない。またある委員は「自分は登録業務はしない、い わば中立論者である」と前置きして、支部長、運対推進 委員長は全十勝の書士の業務と登録を考慮し、腹をすえ て仕事をしてほしいと話された。 (49.7.5.記)

自販協帯広支部と初打合

車の登録業務を行政書士に戻すことは、全国的につながっていて、1支部あるいは1単位会に限って実現できることではない。しかしいち早く声をあげた十勝支部のためにも、本会として地元とよく談合する必要から、藤山会長、葛西副会長は野際十勝支部長と7月14日14時すぎ帯広自販協に高城専務を訪れ、登録業務の正常な姿と移行について、第1回目の話し合いをした。双方それぞれの立ち場から、当該業務のあり方について、感情にとらわれず主張点をだし合った。

帯広自販協側では、センター設立からミス率が全国5 指以内までになる努力、商慣習としての業務実態、円形 の中の1分野であるために、はっきり分離できない、最 近の車の売れ行きなどを伝えていた。

本会としては、大綱を決めてその間十分連絡をとるので、あるいは、不利な点が出るかもしれないが、円満裡に 妥結したい旨をのべて談合は終った。

なお、帯広自販協内の登録業務の実際の運び方を確認 するため、本会から葛西副会長がもう一度出向くことも この日高城専務との間で約束された。



高城專務(左) 篡两副会長 藤山会長

遺言のすすめ(完)

一 遺産の争いを防ぐために —

遺量について、ほかにも知っておかればならないことがありますか。

そうですね。遺言は普通老人のすることのように思われていますが、満15歳以上なら未成年者でもできます。 そしてこの場合にはその内容の如何にかかわらず、親権 者の同意はいりません。

また、遺言者はいつでもその遺言を取り消すことができます。だから一度遺言をしたからといって、一生涯それに拘束されるというようなことはありません。気持ちがかわれば何等の理由がなくとも自由にそれを取り消すことができるわけです。ただし、遺言を取り消すには、やはり遺言の方式にしたがわなければ取消の効力は発生しません。これも注意しなければならないことでしょう。

また、いかに仲のよい夫婦でも同一の証書で共同の遺言をすることはできません。これは遺言は自由に取り消すことができるというのが基本であるのに、共同遺言だと各自がめいめいの考え方にしたがって自由に取り消すことができなくなるからです。

なお申し添えておきますが、だましたり、おどしたり して無理に遺言をさせた者、またはその反対に遺言をす るのを邪魔した者、遺言書を偽造したり、変造したり、 破りすてたり、かくしたりした者は、刑法上の処罰をう けることは勿論ですが、同時に民法上も相続人たる資格 をうばわれ、また財産を遺贈されることになっていた者 もその権利をうしなってしまいます。これは遺言は死者 がこの世にのこした最終の意思表示であり、極めて神聖 なものですから、これをけがした者に対する措置として 因より当然のことです。

最後に遺言と遺留分の関係について説明しておきましょう。遺言は自分の財産をその死後どのように処分するかをあらかじめきめておく制度ですから、本人の自由意思によってどのような処分をきめてもかまわないわけです。したがって、極端な場合には全財産を妻子にはやらないで自分の好きな特定の人に遺贈するとか、自分の信

仰している宗教団体に寄附してしまうという遺言もあり うることですが、かような遺言も遺言としては有効なわ けです。しかし、この場合に、一銭も遺産の分配を受け られない妻子が一家の主人に死なれ、たちまち路頭に迷 うことになっては気の毒です。そこで、このような場合 に妻子に分配されるべき割合を確保して保護しようとい うのが遺留分の制度です。

いまの場合、妻子はこれを知ったときから一年以内に 相続財産の半分を減殺の請求によって取り戻すことがで きることになっております。しかし、一年以内にこの請 求をしなければ、この権利は時効によって消滅してしま います。

判例は遺留分を無視した遺言でも遺言として無効ではない、ただ相続人から減殺を請求されると遺留分を侵した分は取り戻されるといっています。この遺留分の範囲とかその計算法は相当複雑ですから、具体的な場合には専門家にご相談になった方がよいでしょう。

以上、遺言の方式などについて、いろいろ申しました が、遺産相続に伴う家庭のみにくい争いを予防すると同 時に、具体的な実情に応じた適正な遺産の分配をするた めにも、遺言書の作成、ことに公正証書による遺言を利 用されるように、おすすめいたします。公証役場へお出 かけになれば、公証人はいつでも勤務しており、親切に 相談相手になってくれます。公証人は前にも申したとお り、法律の専門家で旦つ国家が任命する公の機関であり ますから、その法律上の義務として遺言の内容は勿論の こと、誰が遺言をしにきたとか、誰が相談にきたとかな ど、職務上知った依頼者の秘密は、これを厳重に守りけ っして他にもらすようなことはありません。また、遺言 公正証書にかぎらず、公証人の作成した書類はみな公文 書です。だからそれは絶対確実な証拠力があり、後日に なって「そんな約束をした覚えがない」などという逃口 上を前もってふさいでしまうことのできる絶大の力があ ります。

どうか気軽に安心して公証役場へお出かけになり、法 律のうえからみて、すこしの手落ちのない安全確実な証 書をお作りになってください。

財産を護り、正しい権利を護り、争いをできるだけす

くなくするために、公証人は全国の主要都市で活躍を続けているのであります。ご参考までに、北海道の公証役場一覧をつけておきました。

(日本公証人連合会提供)

	公証役場名	所 在 地	郵便番号	電話番号
北海道	札 幌	札幌市中央区大通西4-1 道銀ビル10階	(060)	011 (241)4267 (代)
	辻	札幌市中央区北1条西7-1 広井ビル	(060)	011 (251)8566
	田中悟	小樽市花園 4 — 1 —13	(047)	0134 (22)4530
	岩見沢	岩見沢市4条東2-1	(068)	01262((2)1752
_	田村武夫	室蘭市東町2-8-3 第百生命ビル四階	(050)	0143 (4)8630
	渡辺礼之助	函館市豊川町18-11	(040)	0138 (23)1878
	錦織靕義	函館市豊川町15-20	(040)	0138 (22)5661
	旭 川	旭川市4条通8 三愛ビル	(070)	0166 (23)0098
	名 寄	名寄市西4条南9-14	(096)	01654 (2)3090
	釧 路	釧路市南大通3-1-20	(085)	0154 (41)9071
	帯広	帯広市西 2 条南10-10 かじのビル 3 階	(080)	01552 (2)6789
	間山巴五郎	北見市番場町 2 -30	(090)	01572 (4)8858
	竹原国晃	網走市台町 3 - 8 - 20	(093)	01524 (4)6511

~釧路市の都市計画公聴会のお知らせ~

「農地法」を業務とする方は、参考にしてください

O北海道告示2581号

60

釧路都市計画市街緑区域及び市街化調整区域の変更の 案を作成するに当たり、都市計画法(昭和43年法律第100 号)第16条の規定に基づく公聴会を次のとおり開催する。 昭和49年8月1日

北海道知事 堂垣内尚弘

- 1 開催の期日及び時刻 昭和49年8月22日(木)午後1時
- 2 開催の場所 釧路市幸町9丁目1番地 厚生年金釧路市福祉会館 2階大ホール
- 3 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、昭和49年8月15日(木)までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事(札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号 060-91)北海道住宅都市部都市計画課気付)に提出しなければならない。

4 公述人の決定

知事は、3により書面を提出した者及び学識経験の

ある者のうちから公述人を定め、本人にその旨を通知 する。

5 議事の方法

公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則(昭和 44年北海道規則第60号)に規定する方法による。

- なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図 るため、次の措置を講ずる。
- (1) 公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるとき は、その傍聴人の数を先着順におおむね100人に制 限する。
- (2) 各公述人(学識経験のある者のうちから定められた公述人を除く。)の発言時間は、それぞれおおむね10分以内に制限する。
- 6 意見を聞こうとする案件
- (1) 案件名

釧路都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変 更の素案

(2) 案件の概要

ア 市街化区域に編入しようとする土地の区域

釧路市愛国の一部及び釧路村国有未開地の隣接 地の一部(別図に示すとおり。)

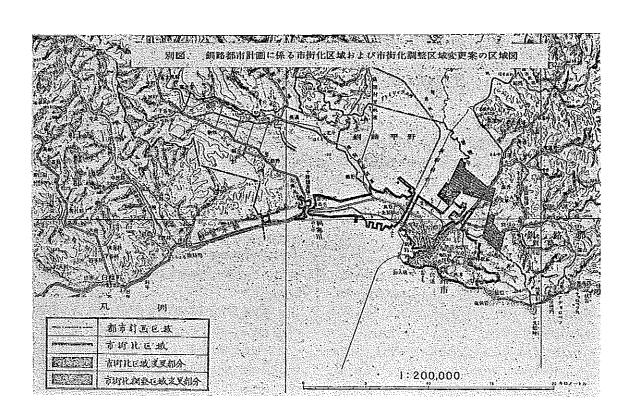
- イ 市街化調整区域に編入しようとする土地の区域 釧路村国有未開地、字別保原野、字別保及び字 ムサの一部(別図に示すとおり)
- ウ 変更しようとする土地の面積

				現在。	変更後	備	考
市	釧	路	市	4,550	4,592	約	42haの増
市街化区域	釧	路	村	272	371	約	99ねの増
域		計		4,822	4,963	約:	141haの増
市調	釰	路	市	16,743	17,339	約	596haの増
街 <mark>整</mark>	釧	路	村	738	1,494	約 7	756haの増
化域		計		17,481	18,833	約1,3	352haの増
都市計	都市計画区域の面積			22,303	23,796		

7 変更の理由

釧路市の住宅団地の建設予定地として計画的な開発 が予定されている釧路市愛国及び釧路村国有未開地の 隣接地の一部の地区を市街化区域に編入するとともに 釧路村国有未開地、字別保原野、字別保及び字ムサの 一部の地区については、現況の保全を考慮し、市街化 調整区域に編入しようとするものである。

8 公聴会に関する照会先 北海道住宅都市部都市計画課 札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号060-91) 電話011-231-4111(代表) 釧路市都市建設部都市計画課 釧路市黒金町7丁目5番地(郵便番号 085) 電話0154-23-5151(代表) 釧路村建設課(郵便番号 088-06) 電話015462-1 (代表)



(北海道公報 第12459号から)

業務資料

黒島函館支部長の問合せに、次のとおり回答がありま したので、お知らせします。

> 管理第 491 号 昭和49年7月2日

黒 島 宇吉郎 殿

北海道土木部管理課長

市町村長発行の営業に関する証明書の 取り扱いについて

昭和49年4月11日付照会あった標記の件について、次のとおり回答します。

Ē

間(要旨) 建設業許可申請にあたり市町村長が発行する別添証明書は建設業法第7条の経営業務管理責任者としての経験を有するか否かの判定の資料となるか。

回答 市長村長が発行する営業に関する証明書は、 経営経験、有、無の判断の資料となり得る。北海道に おいては、現にこの取り扱いによって許可事務を処理 している。

なお、留意していただきたい点は、これら証明書は、 業法第7条に規定する経営業務管理責任者としての資 格があることを証する書面ではなく、あくまでも許可 権者が許可処分をするにあたっての判断の資料として 提出(添付)していただく書面であり、さらに次の事 項を参考にして下さい。

1 通常許可申請にあたって提出される当該資料は、市 町村長が個人事業者として事業を営んでいるか否かを 公的資料に基づいて調査し、判断し証明した場合のみ 許可権者は審査における判断の資料としている。現在 市町村に於ては、これら営業に関する種々の様式の証 明書を発行しており審査に際しては、市町村長の証明 方法、内容を勘案して判断している。

2 その他

経営経験の判定資料としては、

- (1) 事業税、所得税の証明
- (2) 失業保険関係等の証明
- (3) 資料等の購入に関する取引関係資料
- (4) 契約関係資料
- (5) 市町村長の営業に関する証明

等の順により資料を整備されるよう申請依頼者に対す る指導をお願いします。

親切なお役人さん

留萌支部長

捻 金 昭 二

「係長さん、自分の土地に自分で家を建てるのに、ど うしてそんなに面倒なこと云うのかね。税金だってちゃ んと払っているし。」

「いや、農地法という法律があって、それを農地以外 に使おうとしたら、やっぱり許可をとらなくちゃ。」

「だけどそんな面倒な書類なんか書けねえし、代書さ行ったらオッソロしく金をとられるし、まったく法律というものは、われわれをいじめることしか芸がねえ。工事だって途中で差止め喰わせるもんだから大工もいなくなって、どうしてくれるんだ。」

「しかしねえ。規則は規則だからやっぱり書類は出してもらわんと困るよ。そのへんのところはじいさんだってわかってくれよ。」

「まあ、係長さんの立場もわからねえことはねえ。だけど困るのは俺の方だ。係長さんの顔で何とかしてくれねえか。チョコチョコッて書いてくれたっていいべや。」

「困ったね。じゃあね建物の図面持ってきなさい。土 地の図面は役所にあるし、謄本もこっちで取ってやるか ら、一週間ぐらいしたらハンコ持ってもう一度来なさい。」

「そうけ、何とまた話のわかる係長さんで、やっぱり 公僕というものは親切でなくちゃ。最近の若い者ときた ら、規則規則でさっぱり融通がきかねえ。困ったときに 相談に乗ってくれなきゃあ何にもならねえ。そこさゆく と係長さんはさすが立派だ。どうもありがとう、恩に着 るよ。」

支部総会での発言であるが、住民に親切に面倒をみて やるのがいい役人、有能な職員で、住民感情のうけもよ く人望が厚い。

いまこの事例で、「じいさん、これは行政書士に書いて もらわないと駄目なのだよ。」と、たとえ丁寧にその内容 を説明したとしても、結果的に書類作成をしてやらなか ったら、このじいさんは何というだろう。

「 あの係長は生意気でどうにもならん奴だ。月給ばか りとりやがって糞の役にも立たん。あんなのがいるから 役所はだめなんだ。」 都市部ではこうした感覚は比較的薄らいでおり、スピーディーに事務処理をしなければならない現状から、そうしたことに手を貸す余裕など、あまりみられないが、そうした分野においては組合、協会などの組織化が高度に進められており、それぞれの組合あるいは協会で、書類の作成代行が当然のように行なわれている。

こうした現状は都市部、郡部におけるそれぞれの事情 の差はあるけれど、いずれにしても行政書士の職業とし ての見地からは、大きな問題が示されているといえよう。

いま行政書士会は、それらの厳しい現実をふまえ、その大きな障害を打破しようと、懸命に努力を続けており、その成果が着実に、そして極めて具体的に随所に認められてきたことは、大いに喜ばなければならないと思う。20年前、いや10年前、5年前と比較しても行政書士の社会に対する認識と理解は比較にならないほど向上普及しており、独立営業としての基盤も培われており、いまさらのように、書士会執行部の努力の偉大さが評価されるわけであるが、その反面、前述のようなへき地郡部における住民感情は、非常に根強いものとして残されており、その感情転換のために、今後も非常な努力が必要であることを痛感する次第である。

そしてまた、はなはだ手厳しい表現でお叱りを受けると

思うけれども、あえて云わせてもらうなら、郡部における多くの業者の弱さがその要因の一つともなっていた事 実を、見逃がすことはできない。

理論的にも技術的にも全くだめで、研究心もなくちょっと手のこんだ仕事なら頼まれてもやらない、いやできない。それが書士頼むにたらずという結果を、招いたものともいえるのではなかろうか。

役所勤めの経験があれば極めて安易に資格を取得し、 勉強もせずに、自分の経験だけのなかで、隠居仕事だか らと小遺銭稼ぎ的感覚で営業し続けていれば、次第に理 論的にも実技的にも社会変貌の流れから取残され、その 結果「あそこに頼んでもらちがあかない。」と自分で自分 の首をしめつけてきた実態を、認識すべきであろう。

各人各様に不断の研鑚をかさね、信頼できる書士としての体質改善こそが先決であり、それらが具体的に社会 機構とかみあったとき、前述のような事例は自然と消滅 し去るに違いないと考えられる。

もちろん、業界確立のための活動はあらゆる機会を通 して、積極的に進められなければならないのは当然なか ら、その内容的な努力が、それら活動の基本的な裏付け であることを認識し、実践することが必要であろうと考 える。

各支部総会

(網走支部)

会費未納と支部運営の難しさ 佐藤支部長再選

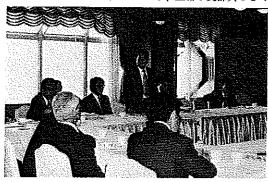
網走支部の定時総会が、6月30日11時から北見市のパレスホテルで開かれ、49年度の事業と予算を審議し、改選期にあたって役員人事を決めた。

たまたま司法書士会の会合とかちあい、兼業者の多いことから、支部総会出席者は18名(うち女性1名)という小数で、佐藤支部長の判断によって従来の型にはまった総会スタイルではなく、支部会員が物を申す会にこの総会のポイントを置いた。

支部長のあいさつ中で、…この小数こそ行政書士として熱心であり、かつ質のよい会員で、この人たちが支部

の発展に役立つ……は、支部としても本会としても、再 検討して対策をたてる機がきている問題であろう。

支部会費未納者に関して、本会々費を払っているのに 最も関連ある支部の運営を助ける支部会費未納者を、ど うするかで支部長から強烈な意見がでたが、役員から退 会者をだすことが目的でないとし、正常な支部員として



佐藤支部長 (中央)

引っぱっていく方策を執行部で考えようとの修正意見がでて、この件は支部執行部に下駄があずけられた。

藤山会長は、会員が進んで仕事を開拓することを力説、 又食品衛生業務に対する本会の姿勢を説明し、葛西副会 長は、陸運業務について、この日までの陸事、自販連支 部との交渉の進捗状況を説明した。

佐藤(三)常任理事、浅利(前)理事に藤山会長が日行連 会長表彰状を手交した。当日決まった改選による役員は 次のとおり。

支部 長 佐藤三千三

副支部長 今野藤男、松田桃太郎、角田良一(兼会計) 理 事 篠原忠五、池田与市、遠藤隆二、加川精三 監 事 佐藤兆昭

(根室支部)

井上支部長は再選 この地区にも非書士がいる

根室支部では、49年度定時総会を7月3日13時から、中標津町のホテル葵に、

井上支部長(羅臼町)、吉田副支部長、富樫理事(根室 市) 山田会員、本会から藤山、葛西の正副会長が出席 して、ことし実施予定の事業について協議した。

6月末日現在の根室支部会員は14名で、羅臼町、標津町、中標津町、別海町、根室市で業務をしている。会員数は少ないが、支部管内が広いだけに何かと会員の会合は簡単に開催されなかった。今度の総会は、実態調査を本会直轄でする関連と、支部長の協力で開催されたもので、出席報告数はさらに2名いたし、近く入会の予定者が総会を見学するなど、盛り上がる気運もうかがわれた。



根室支部総会風景

総会に出た意見のおもなものは、非行政書士の実状と 監察部に対する要望(交通、食品衛生)代理申請と弁護 士法など活発なもので、現に発生しているものは過疏過 密の差がなかった。本会から、農地法諸申請に関連して、 札幌支部が強烈に農委会や、他の資格業団体に申入れた 事実を説明して組織力の活用を捉す一方、これと併行し て書士自身が力をつけることを切望した。

会員からの発言で、支部会費をとろうということが決まり、前納で年間3,000円が確定したことは、根室支部として1歩前進であり、今後の支部長の腕のふるいどころであろう。なお井上支部長に藤山会長から表彰状がおくられた。又井上支部長は辞意を申し出たが留任と決まり、他の役員は次のように決まった。

支部長 井上半蔵 副支部長 吉田大二郎、山田清一理 事 富樫正神 監 事 永原寿夫

(旭川支部)

渡辺浩一事件に質問 荒 支 部 長 再 選



支部執行部(手前)

旭川支部では、7月13日10時30分からフコク生命ビル で定時総会を開催して、49年度の事業計画を審議した。

支部会員106名の大世帯だが、63名(うち委任状2名)が出席するという好出席%で、総会では処分された渡辺浩一氏に関する詳しい内容、研修会開催回数をふやすこと、支部役員手当の増額などについて、支部会員から質問が集中した。議長の手なれたさばきで時間内に総会は報告、議案ともに承認された。質問は核心をついているし、支部を前進させ、会員の利便をはかる気持ちが質問から汲みとられた。なお、日行連会長表彰状が荒常任理

事に、本会長表彰状が三井支部理事に、総会席上で藤山 会長から葛西副会長立合のうえ手渡された。

総会で、役員改選が行われ次のように決まった。

支部長 荒慶次郎 副支部長 西川正信、高橋武次、 佐藤武正

理 事 染川賢一郎、田中福司、武田力一、池田宗美

監 事 谷本時次、伊林利長

代議員 (指部長指名)

長沼 裕、三井隆信、田島幸二、高橋武次

函館支部だより

函館支部では、49年度の業務研修会を5月以降毎月1回(すでに4回開催ずみ)開催しております。8月10日の運輸(個人タクシーの申請)に引きつづき、9月7日には、民事(相続の手続きについて)を開催します。

会場は新川町函館古物商組合の会議室です。支部ではこのあと10月建設、11月風俗衛生の研修会を開催し12月は休講し、明春1、2、3月と通算10回の業務研修会を予定しております。4回目までの受講者は毎回20名余が参加し、きわめて真剣に研修しております。

支部では業務研修会のほかに隔週1回業務研究会を計画し近く第1回の研究会を開きます。

"玉も磨かざれば光りなし、業務に精通しなければ行 政書士会の主張も犬の遠ぼえに終るのみ。

釧路陸事所長に協力要望

釧路自動車協会の帰路、正、副会長は隣接の釧路陸運 事務所で出羽所長と面会し、車の登録業務について本会 の考え方、最近の動きを説明して官庁側の協力を求めた。

出羽所長は春の人事で就任したばかりだが、自販連と 日行連との協議会のことも知っており、登録のことは役 所にくる以前の問題であるとし、正確高適法書類の作成 を強調した。

所長談によると、この管内は1か所のセンターに各団体が入っているし、事務の流れはスムーズで協力体制が出来ているそうで、センターの努力は企業として当然とは言え、役所にいい感じを与えていることには、なにか根強いものを感じた。

細木(製さん日赤に入院

正、副会長が見舞

釧路支部の前副支部長と言うより、代議員として活躍した細木貞次会員が、過労で日赤釧路病院に入院された。

たまたま根室支部定時総会が開催され、又釧路支部の 執行部と話合う時期であったので、藤山、葛西の正副会 長は7月2日同病院に細木さんを見舞った。

会長から表彰状を手渡して労をねぎらい、一日も早い 退院を初念した。細木さんは、想像以上にたいへん元気 で、見舞うほうはひと安心だった。

「自賠責」の研修会 7/17 苫小牧で開催

室蘭支部では、8月17日10時から苫小牧市民会館で、本年度第1回の業務研修会を開催した。苫小牧市、伊達市、室蘭市から会員16名が「交通事故」について、小杉武雄講師(北海道交通事故相談所相談員)から、15時まで自賠責の講議をうけた。

小杉講師は元検事であるが、損害賠償の根拠法、過失 と賠償、損害算定を実例によって法的根拠を解明し、あ わせて裁判所が検討している慰謝料などに言及され、書 式を記載する場合の根底をなす法理論と、実務的見解を 示された。

研修会終了後、会員だけで反省会をもったところ、すでに手がけている書士から、講議内容はよくわかったし 大変体型だった講議でよかったという声があったし、これから仕事をしようという書士から、極く簡単な実例を 一つでよいから、記入例を説明してくれればベターとの 声があって、この研修会はまず成功の部に入るものだ。

応 答 の 義 務 を 守りましょう

(会則第74条)

生きた職人との出会い

留萌支部 橋 本 雄 一

明治の末から大正・昭和の戦後へと社会的に重畳をきわめた時代に生きて来た大工と建具の職人の座談会に出席し、波瀾な人生経験の点景と、時代の風物の鮮かさ、そして美しさを浮彫にした話を聞き、彼等の人間形成のきびしさを経ての技能伝習と修練の時代へと進んでいく様子をこともなげに話す姿は、この頃のように労働基準法などというものもなく、また、くわえタバコで電動工具を使って材木を挽いたり、板を削ったりすることなど、夢にも考えられなかった時代の技能の修練は、釘1本打つにも、ウデの良し悪しが職人の価値を決定したと語る今日のように促成栽培による職人の生産(各職種の技能士)は、いたずらにインスタント職人ばかりを産み出して、一方では真実の職人と云える人達は減る一方の現状を、これをただ時代の流れと割り切って悲しむだけで果していいのであろうか。走りすぎて息ぎれしたような現

在の日本の社会の色々な問題点を反省させられるような御両人の話は続く。

「数寄屋風だとかなんだとかえらい先生の音頭取りで、 安待合じみた見てくれのいいのが大流行りだが、おれは 坐ってみて、臥てみてほんとうに落着く家を建ててみせ る。この年になって、やっと仕事が身についてきた。」

又、一人は

「もうどこ行ったって東京なんていうところは東京のと の字もあるもんじゃなえ、砂漠みていだ。」

大工の卯之吉さんは20年ぶりに会った幼な友達の建具職人の由太郎の対話は、つらくきびしい修業を経て技術を身につけた職人像を、そのものを私は鮮かにみることが出来、名状しがたい懐旧の情をひしひしと感じた。そうしてすがすがしい気持になって雑踏の街を行く。

-- 趣 味 欄 ------

俳 句

昭和 新山子 (室蘭 下国)

(野親にて) 百年塔いま萬緑の炎ゆる中 蝦夷春蟬声鋭し原始の森暗し タンポポは呆け野におく廃電車 ナウマンの白骨巨大館涼し

地下街の人込みにありりラの雨

留萌 橋本

(蔵主にて)

蔵王路の泊り明くれば柿の花 乙女去り神父の居間の花あらた 海も埋めんと明日なきがごと蝟集せる 山開き蔵王一片の雲まとい 巣つばめこぼれんばかり朝を出る

川柳

捻金 あきら (留萌 捻金)

夏みかん満ち足りた顔で食べている うれきった西瓜のように女坐し バナナ持つ女妙にエロチック よそゆきの女の顔でいるメロン 枇杷の皮カラカラになり愛終る

一 広く、日当りのよい――

事務量がふえて事務局が狭くなり、7月1日から 札幌市中央区南2条西4丁目 小原ビル4F で仕事を始めた。61.38㎡で南向きの新事務室は、局員 4名、調度品をいれても余地があるため、部長会、常任

8月5日の運輸対策協議会は14名出席、ちよっときつ かったが出席者からは狭いという声は出なかった。おも

理事会はらくに開催できる広さである。

いきって移転した効果があった訳である。



乀 山本局長

遠景は、運対協風景

会員のうごき

会員数 1,033名 入会者 10名

					S49.8 .6 .現在 退会者 6名
月	事 由	支 部	会員番号	氏 名	住所
6	入 会	札幌	1681	藤 田 利 行	札幌市西区手稲西野177
	n	11	1682	森 永 喜平松	" 中央区南11条西7丁目
	n	十勝	1683	田守熙則	帯広市西16条南1丁目27
	n	網走	1684	椿谷宏美	紋別市本町4丁目
7	n	札幌	1685	山 本 明	札幌市中央区宮の森143の 5
	n	"	1686	. 牧信胤	n 中央区南20条西14丁目
	ņ	#	1687	五十嵐 政 三	n 豊平区豊平 5 条 6 丁目
	n n	11	1688	中村辰夫	n 北区北22条東 4 丁目
	11	11	1689	大 西 昭 雄	〃 北区屯田3条1丁目51
	l n	小 樽	1690	小 川 正二郎	小樽市花園4丁目23の6
6	本籍地 変 更	函館	1476	佐 藤 巧	茅部郡南茅部町字ハマナス野65の97
7	事務所 変 更	釧路	1083	前 田 紀久男	釧路市新川町11番6号
	11	札幌	482	沢田永茂	札幌市西区手稲西野486
	"	11	137	福田定恒	# 中央区南1条西7丁目福ビル2F
	n	11	1538	三上哲男	〃 中央区南 7 条西14丁目北海道グリーン開発ビル内
	住 所変 更	11	1200	二本松 善雄	# 中央区南8条西5丁目ヒルトンマンション内
	事務所 変 更	旭川	1431	前屋 敬	上川郡東神楽町12号12番地
7	退会	日高	96	蟻 通 吟 三	浦河郡浦河町常盤町93
	ı,	小 樽	698	平沢静江	小樽市石山町37番9号
	n	旭川	1336	佐々木 国 雄	旭川市神楽岡11条5丁目
	"	札幌	473	酒井幸三	恵庭市京町11番地
	"	11	810	鷹井政一	札幌市豊平区月寒東 5 条10丁目 3 -14
	"	小 樽	1473	梅野清寿	小樽市赤岩1丁目138

編集後記

留萌の捻金さん、橋本さん、室蘭の下国さん、函館の黒島さんと、 このごろご寄稿がふえています。感謝いたします。

仕事の感想、写真、私事、何でも結構です。およせください。

· (日生)